様式第１号（第５条関係）

屋外広告物是正条件付き特例許可申出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔事務所の所在地〕

 　　　　　　 氏名 　　　　 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔事務所の名称及び代表者〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　佐賀県屋外広告物条例施行規則第３条に規定する許可の基準の特例に関する規則第５条第１項又は第８条第１項若しくは第２項の規定により、次のとおり申し出ます。

　なお、下記の期日までに、許可の基準に適合するよう、私が表示し、又は設置している下記の広告物又は掲出物件の変更、改造、除却等を行いますので、それまでの間是正条件付き特例許可をしていただきますようお願いします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 表示又は設置の場所 | 　　 |
| 設置時期 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 広告物の種別 | 　　 |
| 形状寸法 | 表示面積　　　　　　　　　　平方メートル（縦　　　　　　　メートル、横　　　　　　　メートル）地上からの高さ　　　　　　　メートルその他（　　　　　）　　　　 |
| 数量 | 　　　　枚　　　　個　　　　件　　　　基 |
| 基準不適合の概要 | 　　 |
| 改造等の期日 | 　　　　　年　　月までに（　改修　・　撤去　・　その他（　　　　　　　　）　） |

　添付書類

　１　誓約書

　２　表示又は設置の時期を証する書類（佐賀県屋外広告物条例第５条第１項の規定により許可を受けようとする者が、第３条に該当する広告物の表示又は掲出物件の設置に係る申請を行う場合に限る。）

【留意事項】

　　相互間距離基準に適合しない建植広告物については、是正条件付き特例許可の許可期限後の許可申請に係る優先順位を抽選等により決定する予定です。

　　是正条件付き特例許可の許可期間（最長で平成31年３月31日まで）を過ぎて、なお広告物又は掲出物件の許可基準不適合が是正されていない場合は、佐賀県屋外広告物条例に基づき、広告主の氏名公表や広告業者の営業停止処分などの措置を行うことがあります。

　　また、許可期間内であっても、屋外広告物是正条件付き特例許可申出書の提出がされない場合や、広告物又は掲出物件の安全性が確認できない場合などには、同様の措置を行うことがあります。

様式第２号（第５条関係）

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　様誓約書本　人設置者広告主　申請者　　　　　　は、是正条件付き特例許可を申し出るにあたり、以下の事項を厳守することを誓約します。　なお、以下の事項を厳守できなかった場合、是正条件付き特例許可を取り消されることについて異存はなく、当該許可の取消しに伴い生じた損害について県に対し補償を求めません。記１　　　　　年　　月　　日までに、許可の基準に適合するよう広告物又は掲出物件の変更、改造、除却等を行うこと。また、是正条件付き特例許可の許可期間中は、是正に反する内容の変更、改造（建替えを含む。）を行わないこと。２　是正条件付き特例許可の申請期限（平成26年12月17日）までに、申請者が表示している広告物又は設置している掲出物件のうち許可を要する全てのものについて許可を得ており、かつ、佐賀県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第３条に規定する区域又は条例第４条に規定する物件に表示し、又は設置することが禁止されている広告物又は掲出物件を表示し、又は設置していないこと。　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

注　１　「本人　設置者　広告主」は、該当するものを○で囲むこと。

　　２　氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）